

慶應義塾大学学術情報リポジトリ

Keio Associated Repository of Academic resources

Title	労農露西亜に於ける農民問題
Sub Title	
Author	伊藤, 秀一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1925
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.19, No.4 (1925. 4) ,p.637(143)- 673(179)
Abstract	
Notes	
Genre	Article
URL	http://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19250401-0143

勞農露西亞に於ける 農民問題

伊藤 秀一

此一篇は舊のモスクワ大學經濟學教授プロコポフ氏の近著「The Economic Condition of Soviet Russia, 1924」に據る所が最も多い。引用句中特に「Prokopoviz」と附記したるものは總て右書中の引用に繋るものである。

露西亞に於ては其の國民の絶對多數を占むるものは言ふ迄もなく農民である。革命以前一九一四年の統計に依れば、農村人口は歐羅巴露西亞のみに就いて云へば全住民の約八割、露西亞全人口に對しては其約八割四分を占めて居る。最も信憑するに足る統計に基いて我々は、露西亞に於ける農民の數は其の全人口の約七割五分であると言ふ事が出来る。故に農民問題は常に

露西亞の社會上經濟上の最重要問題であつて、夙に帝政時代に於て、就中十九世紀末より二十世紀初頭に於て、農業改革の問題は最も喧しく論せられた。就中此國に於ては、原始共產制度の遺物とも云ふ可きミール(Mir)と呼ぶ村落共產團體が、尙、現實の社會的經濟的的制度として廣く農民生活の基礎を形成して居たのであるから、此問題に關する議論は主として、又右の村落共產團體を中心として行はれたのである。

村落共產團體即ミールに關しては、既に一八六一年の農奴解放後、露西亞の知識階級の間 generally 信奉せられて居た一種の社會主義的學說が存在した。保守的スラヴ主義に其根源を發し Chernyševskii に依つて社會主義的觀念を附與せられ、後 Lavrov, Mihailovskii 等に依つて傳承集成せられたるナロドニチエストヲ (Narodničestvo, 所謂ナロドニキの學說) が之である。此學說

に依ると、露西亞は既存の村落共產團體制度を經濟的社會的基礎として其の上に社會主義的社會を建設する事が出来るといふのである。もつと詳しく言へば、露西亞では農民即ち國民であるから、農民の生活又は農業組織を社會主義的に改造することに依つて社會主義的目的は達成せられ得る道理である。然るに露西亞には、村落共產團體といふ一種の社會主義的の施設が事實上農民生活の基礎となつて居るのだから、此のものを有効に指導し發達せしむる事に依つて、此國は容易に社會主義的理想社會を實現する事が可能であるといふのである。勿論斯の如き原始的經濟制度の、今尙、存在して居るといふ事は、露西亞の經濟的發達程度が西歐諸國に比して著るしく遲緩の状態にあるといふ證據ではあるが、ナロドニキに依ると、此の發達の遲緩といふ事が此國の特殊の社會的進化を遂行せし

於て先づ第一に村落共產團體制度の廢棄を依然として提議し續けたのは勿論の事であるが、其れと同時に他方に於ては、マルクシズムを奉ずる社會民主黨が、露西亞の社會運動上に漸く勢力を占むるに至つて、彼等は當然其のマルクス主義學說の立場から原始的村落共產制度の必然的崩壞の事情を指摘するに至つたからである。前者就中自由主義者は、村落共產團體なるものは團體員を其の土地に拘束し、農民に對して何等の自由活動の餘地を與へないものであると唱へ、又共同耕作制度に原因する農場交叉や耕作強制が如何に生産を阻害するものであるかを指摘して村落共產團體廢棄の論據とした。併し保守的な政府當局者は依然大地主の利益を擁護する立場に立つて居たのであるから、村落共產團體の廢棄と共に大地主の土地をも收用して之を全農民に分與す可しといふ一般社會の要求には

むる動因となるものであつて、此の事によつて露西亞は資本主義的經濟組織の下に於ける諸種の弊害を免れ得て、—或は資本主義の中間階段を踰越して、—社會主義社會への飛躍的の進歩を成就し得るであらうといふのである。(此點に詳細は嘗て本誌所載の「農奴解放後の露西亞社會運動」(第十八卷第七號)及び「七拾年代の露西亞社會思想概観」(本年二月號)を參照せよ)此のナロドニキの傳統的觀念は非常に強く人々の思想を支配して居た許りではなく實際上村落共產團體の結合も亦相當根強いものであつたから、一朝にして此制度を廢棄するといふ事は、遠が政府の專制的權力を以てしても容易な事業ではなかつたのである。

然るに前世紀の終末から二十世紀の初頭に至つて、村落共產團體を支持するナロドニキは、計らずも左右兩翼から挾撃せられるといふ運命に陥つた。といふのは一方に於ては、右翼の保守主義者や自由主義者が、彼等の農業改革案に絶對に反對して居た。

然るに他方マルクス主義者の見解によると、露西亞の村落共產團體は原始的共產制度の單なる殘滓であつて、近世に於ては專制的政府及び資本家階級が最良の搾取手段として之を利用し強制し來つたものであつて、此制度はより高き資本主義的發達の行程に於て必然的に崩壞し消滅す可き運命を負ふものである。就中露西亞の村落共產團體制度は農民の物質的利益を損傷すると共に、農民の一切の利益を農民の傳説によつて制限するものであるから従つて其の精神的發達をも阻害するものとなつて居る。(「勞働解放團」綱領。Rabinowitz, Zur Entwicklung der Arbeiterbewegung in Russland. S. 65-66. 參照)例へば Lenin は一九〇七年の論文「十九世紀末に於ける露西亞の農業問題」に於て、露西亞の農業問題は産業化されたる農業の發達に伴

ふて初めて解決し得るとの結論に到達して居る。産業化されたる農業とは、土地が資本家的地主の手に集中される事と農民多數者が無産階級化する事とを含んで居る。Leninは此の傾向が十九世紀末に於て進行しつゝあつた事を指示し、假令村落共有地が平等に分配され、土地の割替が行はるゝとしても、自作農や村落共產團體所屬農民の事實上の經濟的發展の結果は、農村ブルジョアジーを發生させ、貧農の大集團をプロレタリアの地位に失墜せしめる様な方向に進んで居るといふ事を、精密なる統計表に依て立證せんとして居るのである。(Lettes, Recent Economic Developments in Russia. 1922. p. 114. 参照)。換言せば、マルクス主義者は其の論據とする企業集中論即ち大農論と、其の結果として生ずる農民多數者の無産階級化とを理論の骨子として農業改革の問題を論じたものであつ

の農業状態を知る上に必要だと思ふから左に此の勅令に含まれたる農業改革の主要點を記す事にしよう。

一、ミール所屬の個々の農民は共同體から脱退し且つ從來割當てられて居た共有地の附與を受くる權利を持つて居る。他方に於て共同體は、從來世襲地として認めて居た農場を村落内の土地から除去することを要求する權利を持つて居る。

二、過去二十四年間に其共有地の何等一般的割替を行はなかつた共同體に於ては、其れより脱退する農民は、彼等が脱退以前に所有して居ただけの土地を世襲地として與へられ、其の爲めに何等の削減を蒙ることなく又何等の義務を負ふ事がない。

三、過去二十四年間に土地の割替が行はれなかつた共同體の農民にして、此度の一般的新制

で、就中村落共產團體崩壞の説明は正にナロドニキの弱點を衝いたものであつたが、彼等の所論は概ね當時の露西亞農民の實際状態に對する眞の理解から出發したといふよりは、寧ろマルクス主義の假設に基く演繹的議論の色彩が濃厚であつたが、必ずしも肯綮を得たるものではなかつたのである。

併し乍ら、兎に角、ナロドニキの極力反對せらるゝにも拘らず、村落共產團體を廢棄す可しといふ議論の趨勢は決定的のものとなり、此結果として生じたのが一九〇六年のストレイピンの農業改革である。而して此事に依つて共同所有より私有へといふ根本的の變革が露西亞の農民生活の間に導かれたのである。一九〇六年十一月九日、共有地廢止に關する勅令が發布された。そして此の勅令は疑ひもなく當年の農業改革の根本法となる可きものであつた。革命直前

替に依つて從來彼が耕作して居たゞけの土地が割當てられない場合には、其の不足に對して新に餘剰地の分配に與るか、又は共同體に依つて何等かの補償が與へられねばならない。

四、共同體は共有地が既に個々の農民の世襲地となつて居るか又は然ら變化しつゝある場合に於て、投票權を有する團體員三分の二の決議を以て散在せる耕地の整理を行ひ、其の村落内の土地を全然私有地とする事が出来る。(Wielh-Knudsen, Bauerfrage und Agrarreform in Russland. 1913. S. 95.)

右に視はるゝ如く、此勅令は云ふ迄もなくミールの土地共有の原則を破壞し、土地私有の原則を以て之に代ふる事を根本目的として居るのであるが、必ずしも強制的に且つ即時に村落共產團體の廢止を斷行し様うとしたのではない事も亦明白である。加之此の勅令はナドロニキ側

からの激しき論難攻撃に遭ひ、二度國民議會 (Duma) を解散したる後、選舉法の改正に依つて専ら保守主義的分子より形成せらるゝに至つた第三回國民議會の援助に依り、初めて一九一〇年六月十四日の法律となつたといふ事は注意する價值がある。更に注意を要する點は、露西亞に於ける農業改革の問題は單に生産的の必要に依つてのみ促されたのではなく、其の根本の原因は農民の恐る可き貧困を緩和するといふ事即ち農民の土地の缺乏を救済する事に存して居たのであつて、農民が頻々として一揆叛亂の舉に出たのも亦、其の生活の封建的桎梏を切斷すると共に土地の飢饉から全然解放されようとするにあつたといふ事である。故に最も緊切なる改革は、豊饒なる大地主の所有地を收用して之を農民に分與するの他なしといふのが一般の輿論であつたのであるが、大地主の利益擁護を

主眼とする政府の農業改革は、結局彼等の所有地に一指をも觸れなかつたのであるから、假令ミールを解體して土地私有の制度を導いたとしても、之に依つて農民の根本問題即ち土地の飢饉は依然解決せられる事なくして殘されたのである。

農業改革の立法者は爾後二十年を期して露西亞の共有地を私有化する方針であつたと傳へられて居る。併し乍ら、一九一七年の大革命は是等の計畫を一蹴し去つて、露西亞の農民生活を全く新なる道に誘導した。然らば其の新なる道とは如何なるものであつたか。

二

筆者は前節に於て、露西亞に於ける農業問題の解決は先づ農民の土地に對する緊切なる欲求を満足せしむる事を以て初めねばならないものであつたといふ事を指摘した。一九一七年の三

月革命に次いだ革命臨時政府が、先づ農民に對して土地の分配を保證したのは當然の舉であつた。就中ケレンスキー政府は「一切の土地を農民へ」の綱領を公然支持した。此綱領の意味する所は、總ての土地は其の所有者に何等の報償を與ふる事なくして之を沒收し、而して之を農民の間に分配するといふ事である。此目的に向つて政府は全露に亘つて農業委員會を組織し、私有に屬する土地の面積、之に附屬する家畜、農具の數、及び土地の分配に與る可き農民の數等に關する詳細なる調査に従事したのである。

(K. Leites, op. cit., pp. 41-42.) 然らば之に代つたボリシエキの政府は先づ如何なる政策を採用したかといふに、それは決して初めから農村に共產主義的施設を強要せんとするが如きものではなかつた。彼等が農民に對する政策は同様に、先づ農民の土地に對する飢渴を充足せしむ

る事を以て主眼としたに過ぎないものであるから、此點に於て臨時政府の政策と毫も其の趣きを異にするものではなかつた。何故かといふに、ボリシエキが其の政權を維持せんが爲めには都市労働者以外に農民大多數者の支持を獲る事が絶対に必要であつて、此事は理論を超越した實際上の直接の目的でなければならなかつたからである。而して此目的に副ふものが即ち土地國有化の政策であつた。

一九一七年十月二十六日(露曆)の布告は、その土地が私人に屬すると、國家に屬すると、教會又は僧院に屬するとを問はず、一切の私有地は之を即時に、何等の報償なしに廢止し、此等の土地並に之に附屬する一切の家畜、農具、家屋等は之をロスト土地委員會及び地方農民サキエトに委ぬ可き事、但し農民とコサツクとの土地は沒收せられざる旨を規定した。總ての農

民は全然此の計畫に賛同し、土地を有しない貧農は固より、富裕なる農民も亦、共に一致協力して従來の農業制度を一掃するに努めた。併し斯くして没收したる土地を農民の間に分配するに就ては甚だしき困難を伴はざるを得なかつた。各農民は各々彼等の經濟状態に従つて其の利害を異にして居たからである。試みに當時土地の分配を希望せる農村民を分類すれば、第一、貧窮なる農民、即ち僅少の瘠土しか有せず家畜や農具も亦甚だ不充分なりし農民。第二、普通の農民、甚だ勤儉にして充分耕作の爲めの備へある者。第三、多くの土地を所有する富裕なる農民。第四、従來工場或は家内工業の勞働に従事し、都市に於て其の生活資料を得たるものにして、十月革命以後農村に歸還したる者、の四となる。而して革命の初期に於ては、第二及び第三の部類に屬するものが農村に於て比較的優

勢の地位を占めて居たので彼等も亦没收地の分配に參與するといふのが一般であつたが、其後農民の間、特に當時迄村落共產團體の殘存して居た地方に於て、平等分割の觀念が次第に勢を得來り、此傾向は農村の貧民階級、小農民、並に農村に逃避し來つた工場勞働者等に依つて助長せられたので、サキエト政府の政策も亦自ら此傾向に適應せざるを得なかつた。

即ち政府は上記十月二十六日の土地に關する第一の布告を以て憲法議會の召集迄其の最終の決議を保留す可きものであるとなし、其間農民は次の指令に基いて行動す可きものである事を示し、且つ之を以て農業問題の最上の正當なる解決法であると考えたるに至つた。其の指令と言ふのは、一、土地の私有は永久に、廢止せられる。二、土地を賣買し、賃貸し、擔保に供し又は他の何等かの方法に依つて讓渡する事は出來

ない。三、總ての土地は、それが國有地であらうと、御料地であらうと、教會及び僧院に屬すると將又地主或は農民に屬するとを問はず、其等は報償なしに没收されて國民財産となるといふのであつて、之れは農民とコサツクとの土地は沒收せられないといふ上記の布告と全然矛盾するものであるが、而も此の趣意は其後サキエト政府によつて支持せられた所であつて、一九一八年二月十九日の土地社會化に關する法律に於ては此の事が確然と次の如く記されて居る。

「露西亞聯邦サキエト共和國の領域に於ける一切の鑛山、土地、河川、森林及び自然力の私有は永久に廢止せられる」と。斯くて農民の土地も亦國有化された。

更に又前記の指令に依り、家族の援助により、又は他の者と仲間で、自ら土地を耕耘する事を希望する總ての人民に對しては、男女を問はず、

彼等が斯くなし得る限りに於てのみ耕作の權利が許容される。雇傭勞働は禁止される。又菜園や植樹地や苗木床や温室といふ様な立派に耕作せられた土地のみが國有化から除外せられる。耕作は平等の原則の基礎の上に行はれる。即ち土地は、其の上に勞働する人々の間に、勞働又は消費の規準に従ひ、其の地方的條件に適合する様に分配せられるのである。次に耕作の形式に就ては各農村が任意に選擇し得る様になつて居たのであるから、個人的に行ふ事も共同的に行ふ事も自由であつた。唯政府は一九一九年二月の社會化に關する法律公布以來共同耕作の形式に援助を與へ、一九二一年に至る迄個人的所有を認めなかつた。更に平等の原則を保有するために、人口の増加及び農業生産力の成長に伴つて、土地の定期的割替が行はる可きものとせられた。(Prokopovitz. op. cit. pp. 62-65.)

以上は大體十月革命の結果實現せられたる農業關係に關する主要なる觀念であるが、其の中心點を成すものは實に土地分配上に於ける平等原則の適用といふ事であつた。然るに平等原則に依つて沒收地を農民に分配するといふ此原則の適用が如何なる程度迄マルクス主義的觀念に適應するかは甚だ疑問なるのみならず、其の結果は反つて古きナロードニキの思想即ち嘗て露西亞マルクシストが口を極めて其の幻想なる所以を力説した平等分割の原則と果して何程の徑庭の存するやを疑はしむるものがある。加之ならず、後述する如く共產主義的原則を農業關係に適用せんとせるサキエト政府の企畫は殆ど悉く失敗に終つて居るのである。併し此問題に入るに先ちて土地分割の實狀を觀察する事が必要である。

三

一八年の春プロレタリアの政權が遂に都市に於て確立したる時、零細の土地を有するに過ぎない所の、又は全然耕作地を有しない所の貧農からのみ成る貧民委員會が、至る所に創設された。數ヶ月間、此等の委員會は土地の割替を實行したり、必要最低限度以上に所有する者から牛馬を徵發して之を貧民の間から發した新農民に與へたり、又工場労働者を助けて富裕なる農民から食物餘剰量を強奪したりした。村及びコロストの憲法サキエトは、事實上農民革命を支配して居た所の貧民委員會の活動に依つて、共に六箇月以上も除け物にされて居た。貧民委員會の斯の如き活動は各地に於て多くの武裝的農民一揆を惹き起した。此等の農民は、プロレタリア革命が地主の政治的經濟的抑壓を廢止した時には之を歓迎したけれども、革命の進行に於て農民自身の間の經濟的平等化を實現するに

總ゆる私有地を盡く沒收して之を平等の原則に従つて全農民に分配するといふ事に依つて當然豫想せられるのは、大地主及び農村のブルジョア階級が消滅して中、小農民が激増するといふ事である。此現象は、サキエト政府が一九一八年六月に貧民委員會を設立し、之によつて農村に於ける階級闘争を喚起するに至つたといふ事實に依つて一層顯著となつた。右の委員會は、農民の間に於ける穀物、生活必需品及び農具の分配を監督することを任務とす可きものであつて、其の設立せられた主要目的は、後述する如く、富裕なる農民から穀物餘剰量を徵發するにあつたのであるが、それと同時に此の委員會は、進んで農村の間に階級闘争の思想を宣傳し、農民中のブルジョア分子を破壊し、農村の貧窮なる分子を動員して富裕なる農民に對抗せしめたのである。Larin は次の如く記して居る。「一九

及んで、之に反抗して立つたのである。併し此等の一揆は總て鎮壓せられた。」(Larin and Krizman; An outline of economic life and organisation of National Economy in Soviet Russia 1920. pp. 13-14. Prokopovitz. pp. 70-71) 農業上に於ける斯の如き組織の結果は愈々土地分割の流行を盛んならしめ、土地が労働者の間に分たれないで消費者の間に分割されることも甚だ多かつた。不斷に土地の割替が行はれる結果として農業關係の一般的不安定を招致し、此の事は引いて耕作の不振、收穫地域の減少施肥の粗悪等の重大なる一因となつた事は疑ふ事が出來ない。サキエト政府が其後屢々無制限の土地分割を防止する法令を公布せざるを得ないといふ様な自縛自縛の状態に陥つたのは此の間の消息を明にするものである。併し此處で問題となるのは革命の結果農民は

どれ程多くの土地を割當てられるに至つたかといふ事である。土地收用の結果大地主の所有地は全然消失したのであるから農民の獲得したる地域は勿論廣大である。Kripovichの調査に依れば一九一九年に於ける土地の分配状態は左の如くである。(B. Kripovich-An outline of the work of Peoples' Commissariat of Agriculture during 1917-1920. pp. 6-7. Prokopovitz. p. 72)

大露西亞三十二州 ユクライナ

農民の土地 九六・八% 九六・〇

共同耕作地 〇・五 〇・八

サキエト農場(Sovkhoses)其他二・七 三・二

併し注意すべき事は總て此等の土地は一九一七年以前に農業に従事して居た農民の間だけに分配せられたのではないといふ事である。何故かと言へば、一九一七年から一九二〇年の間に都市人口の多数が滔々として農村に流入し來つ

は半デシヤチン(町一段四歩九三三)を超えなかつた。歐羅巴露西亞二十九州に於て、革命前に一人

當り一・八七デシヤチンであつたのが今日二・二六デシヤチン、即ち〇・三九デシヤチン又は二割

一分の増加を示して居るに過ぎない。(ibid) 更に又之と關聯して農民の耕作状態が如何に

變化したかを知るため先づ一九一七年及び一九一九年に於けるサキエト露西亞の二十四州の農業調査に依つて其の分布状態を見るに次の如くである。(A. Khiasheva. Peasantry in the War and Revolution. p. 34. About the land. p. 25—Prokopovitz. p. 75)

農家總數

農家分布の割合

一、耕作地を有せざるもの	二、小地域	三、中地	四、大地
(〇—四デシヤチン)	(四—十デシヤチン)	(十—二十デシヤチン)	(二十以上)
一九一七年・六〇、〇〇〇	一一・四	五九・一	二一・〇・六
一九二〇年・六〇、二九、三三	六・五	七四・〇	一四・四
		三・一	

因に、四デシヤチン以上の耕作地を有する農家の大部分は大家

たからである。其の原因は、概ね、大小總ての工業が衰微したる事、農民が従前の如く冬期數箇月間を工業都市で働くといふ事がなくなつた事、人々が争つて土地の分配に参加せんとしたる事、都會に於ける食料や燃料の缺乏等の事情に歸せられる。モスクワの人口は一九一七年二月に二百一萬七千人を計へたのが、一九二〇年八月には百二萬八千人に減じ、ペトログラードでは一九一六年に二百五十九萬餘人であつたのが、一九二〇年には八十八萬四千人に減じた。此期間の人口調査によると都市人口の農村に流入せる總數は殆ど八百萬に達して居る。(“During 5 years.” 1922. p. 295. Prokopovitz. pp. 72-73) 而して農村に流入したる此等の人々が總て土地の分配に参加したのであるから、本來の農民の當然受く可りし土地は著るしく減殺せられざるを得なかつた。多くの地方では一人當りの増加

族を擁するものである。

同様の變化は家畜の分配状態に於ても現はれて居る所であつて、此事は一二頭の牛馬を所有する農民の増加に依つて示されて居る。斯の如く土地及び家畜の分配が次第に平等化されつゝ、あるといふ事は、革命以前に農村に存在して居た確然たる階級別の消滅、換言せば農村に於てはプロレタリア階級もブルジョア階級も共に消滅しつゝある事を示すものであつて、他方小農民が重大なる地歩を占むるに至つた事を指示するものである。

然るに農民の耕作が斯の如きレベルに平均するといふ事は他方勞働力や家畜や機械力が分散する事に他ならないから、農業上に於ける生産力の減退は免れ得なかつた。換言せば土地分配上に於ける平等原則の勝利は農業耕作上の技術的經濟的退歩を招致したのである。Litesによ

れば「革命前の統計では大地主の土地の生産力は農民の土地の生産力に比して其の約五割だけ大であつた。此理由は頗る明白である。小農場は大農場に比して非常に設備が悪く、且つ其の經營法が拙劣だつたからである。従つて大地主の土地が農民に分配さるゝに及んで以前の利益が失はれた。殊に新しき所有者の大部分は無知でそして又訓練を缺いて居た。政府は耕作に必要な用具を農民に供給したけれども、其供給は到底彼等の必要を充すに足りなかつたのである。」(Leites. op. cit. p. 119) 此の耕作の收縮と他方では後述する如き、農村に於ける交換關係の破壊とによつて、農民は次第に孤立的な自然經濟の状態に歸つて行つた。「彼は彼自身の消費に必要なものを總て自家で生産し始めた。以前は氣候や經濟的條件によつて寧ろ市場で彼自身の生産物と交換するのを利益とした様な種類の

穀物すらも栽培する事になつた。彼は手織の衣服を纏ひ、自分自身のために靴や馬具や簡單な道具などを作つた。農民の家計は次第に、家族の勞働と其の欲望の満足との間に何等の中間的連鎖の存在して居らない所の、かの孤立的、自給自足的自然經濟の古い形式へ復歸し始めた。」(“Agriculture and Forestry.” 1922. No. 10. P. 11. Prokopovicz. p. 77)

更に、右の如き農業耕作上の退歩といふ現象に附加するに、農業革命の間接的結果として生じた農民の負擔の加重を以てしなければならぬ。多くの耕作地を荒廢に歸せしめた内亂の事は言はないとしても、革命の結果農民は農業上、工業上、幾多の所得の源泉を喪失した。農民は市場を失つたので最も有利なる工業用植物の栽培を放棄せざるを得なかつた。又都市に於ける生活の困難から逃れた人口が農村に充満して、

各々土地の分配に参加せる事情は既に記した所であるが、之に反して從來餘剰人口の刷け口であつた所の亞細亞露西亞への正規的移民は全然閉鎖された。最後に政府は、初めは強制徴發により、然る後に現物課税によつて、甚だ重き負擔を農民に課して居る。

一九一七年革命以後に於ける農業の衰微は耕作地の次の如き減少に依つて示し得るであらう (Prokopovicz. p. 79)

	一九一六年	一九二一年	一九二二年
耕作地………(單位千デ)	五九、二七	五三、三七	四八、八三
農用馬………(單位千頭)	一八、六三	一四、〇三	—
牛………(單位千頭)	三三、四三	一九、八二	—
馬蹄薯植付地………(單位千デ)	—	一、四七	一、二〇
亞麻………(單位千デ)	一、三七	六五	四〇
大麻………(單位千デ)	五、八	二、四六	一、八七
甜菜………(單位千デ)	五、〇	一、六	一、六三
棉花………(單位千デ)	七、四	二、〇	六

サキエト政府の下に行はれたる露西亞の農業革命は、上述せる所によつて明かなる如く封建地主に對する農民の繫縛を完全に切斷し、總ての農民を眞の土地所有者と認むる事に依つて封建的土地制度の最後の痕跡を一掃したるものである。それは小農の地位を高め、封建的廢墟の上に小農土地所有の制度を確立したといふ一點に於て正に佛蘭西革命に類似して居る。然るにマルクシズムに依れば一切の中世的殘滓を掃蕩したる土地の上に發達するものは、ブルジョア的な農業企業組織であつて決して社會主義的農業形式ではない。換言せば其處には何等社會主義革命の理由が存しないのである。

露西亞に於ける農業の經濟的技術的狀態並に農民の心理が全然共產主義制度や共產主義思想と矛盾して居るといふ事は夙にポリシエキヤの認める所であつて、例へば露西亞農村の共產主

化の問題を最初に論じたる V. Mestcheriakov は次の如く言つて居る。「ボリシエキキは一九一七年十月の革命によつてブルジョアシの權力を顛覆した。平等思想の實行を妨害する支柱は取除かれた。だが一九一七年十月に於て、焦眉の事業として、社會主義の即時の完成即ち共同地に於ける共同労働を宣言する事は正に可能であつたらうか。何人も其の不可能なる事を理解した。否、今日(一九一八年八月)でさへそれは不可能である。農民の多數は社會主義思想を理解する事なくして、唯、平等の原則に基く土地の自由な附加的分配のみを欲して居る。我々は其綱領を其儘承認せねばならなかつた。新しい法律は古い制度よりも遙かに勝れては居るが而も其の中には毫末の社會主義も存在して居ない。農民は社會主義のための闘争、共同地に於ける共同労働組織のための闘争に於ては、殆ど

最も節約的な中小農民の心理が全然非共產主義的である事は彼等の明かに認めて居る所である。農民は地主と資本家とを襲撃する所の社會革命の當初に於ては都市プロレタリアと完全に一致したが、其後の革命の過程に於て依然として之と協力して居るものは僅かに其の一部分の貧窮なる農民に過ぎないのであつて、他の中小農民(此等のものが革命後の露西亞農民の絶對多數を占めて居る事は前述した)は或は逡巡し、或は公然之に對する反對の態度を示して居る。斯の如き農民の心理に就ては Lenin も亦一九二〇年十二月の第八回サキエト大會で次の如き意味の事を述べて居る。「我々は Sukharevka (嘗て違法取引の中心地たるモスクワの市場所在地名)と戦つて此の不快なる制度を廢止した。併し我々の恐れるのは何時でも容易に廢止し得る様な Sukharevka ではなくて小農民の魂の中、其の行動の中に生きて居る

第十九卷 (六五三) 勞農露西亞に於ける農民問題

獨立的勢力としての何等の重要性をも有して居らない。此の事は最も明瞭な且つ否定し難い事實である。：農民の共同利害が問題となつて居た間は、即ち地主の支配を一掃するといふ事が問題であつた限りに於て、行動の一致が存在した。併し今や社會主義の實現が問題となるに及んで先づ脅かされたものは富裕なる獨立農民の世襲的本能であつた。労働者が Mezra (農村ブルジョア)に對する闘争を開始し、飢饉状態にある都市の爲めに餘剩穀物を徵發するに及び、中層階級の農民は動搖して不穩の兆候を示すに至つた。換言せば労働者が社會主義の本質を漸くにして理解するに至るや否や、農民の或部分は斷乎として以前の同盟を放擲し、ペティ・ブルジョアの偏見を普く顯示した」(V. Mestcheriakov. Concerning Agricultural Communes. 1918. Prokopovitz. pp. 81-83)

Sukharevka である。此のものは實に資本主義の支柱である。之が存在して居る限り、資本主義への逆行を阻止するのは難事である。而も彼等は我々よりも、もつと優勢になるかも知れない。我國が小農民の國として止まる限りに於て、資本主義は共產主義よりも遙かに強い經濟的基礎を持つであらう。農村生活を注視し、之と都市生活を比較して見るならば、資本主義が未だ根絶して居ないといふ事、我々の階級的仇敵が依然として自らを支持して居る事が實感せられるだらう。彼等の支柱は小農民である。然らば資本主義の最後の此の支柱を倒壊する方法は何であるかと言ふに、其の唯一の方法は農業を含む此の國の一切の經濟的活動を、新しき技術的基礎即ち近世大工業的電化の基礎の上に改造するといふ事である。故にサキエト政府は全國の電化を企てねばならない。然らざれば露西亞は永

第四號 一五九

久に小農民の國として止まるであらう。我々は我々の地位が資本家の地位より弱いといふ事全國が電化さるゝ迄、そして工業も農業も運輸も其の總てが近世大工業の技術的基礎の上に置かれる迄は、我々の勝利が決定的でないといふ事を考へねばならぬ」と。(VIIIth All-Russian Congress of the Soviets" 1921. p. 30. Prokopovicz. pp. 84-85)

Lenin の此の見解に従つて當然次の事が考へられるかも知れない。若しも農業が電化されないうで、ペテイ・ブルジョアの心理に左右せられる小農民の手に委ねらるゝ限り共産主義の原則に従つて農業組織を改造せんとする一切の企ては無効ではないであらうかと。然るにサキエト政府は進んで農民の反共産主義的の頭腦に共産主義思想を注入し、或は彼等の原則を農村に適用し、或は其の原則に従つて農業状態を改造せ

者に依つて搾取せられる事を廢止せんがため、一切の科學的及び技術的發明を農業に適用する事に依つて之を社會主義の原則の上に組織せんがため、勞働多數者に社會主義の精神を扶植せんがため、而して資本主義に對する闘争に於て都市プロレタリアと農村プロレタリアとを結合せしめんがために、土地の耕作を個人的形式から共同的形式に變更する事が必要である。個人的形式は一時的の且時代後れの方法として認めらる可きである。農業制度の基礎となるものは生産を結合するの傾向でなければならぬ。其れは最小限度の勞働の費用を以て最大限度の經濟財の供給を可能ならしむるであらうと。

(Prokopovicz. op. cit. pp. 89-90)

併し乍ら數千の工場や作業場を國有化した様な方法で千八百萬の農民の農場を國有化するといふ事は到底不可能なる可きを以て、サキエ

んと企てたのである。而して其の計畫は概ね失敗に終らざるを得なかつたものである。

五

一九一八年二月十九日の土地社會化に關する布告第三十五條には次の如く書かれて居る。社會主義の速かなる成就を目的とする露西亞社會主義聯邦サキエト共和國は、共同的土地耕作に對して充分なる支持を與へ、個人的に行はるゝ農場に比し、共産主義的團體農場又は協同組合の農場に對して優先權を與へる。故に土地分配に關する限りに於ては第二十條による先取權は先づ第一に農業コムミュンに、次には團體及び組合に、そして最後に私人及び家族に屬す」と。

一九一九年二月十四日に公布されたる、土地の社會主義組織並に社會主義的耕作形式の方法に關する布告の第三條及び第四條は更に一步を進めて次の如く述べて居る。曰く、或者が此の

ト政府は直ちに全國に亘つて農業組織を變革せんとするが如き政策を排し、徐に之れが實現を期する方法に出でざるを得なかつた。而して共産主義の原則を農業に適用せんとせるサキエト政府の實際的手段は大體二つの範疇に分つて觀察する事が出来る。其の一は農業コムミュン及びサキエト農場を創設する方法であり、其の二は農業耕作を次第に共産主義化するといふ目的に役立つ所の方法である。農業收穫物の國有化と農業耕作を統制するの計畫とが之に含まれる。以下簡單に此等個々に就て其の實績を觀察することにしよう。

先づ農業コムミュンとは農業生産者の團體で土地を共有し、土地の共同的耕作を行ひ、其の生産物は之を共同的に使用する所の農業組織である。既に早く一九一八年六月に、政府の農業委員 S. P. Sereda は地方のサキエトに向つて、彼は

「コムミュンの中に農業の社會主義的改造の基礎の存する事を信ずるが故に、總ゆる方法を以て農業コムミュンを支持するだらう」といふ事を通告した。又六月二日の人民委員會は「農業コムミュンを組織するといふ廣汎なる計畫を實現するために」一千万留の金額を農業委員に附與する所の決議を通過した。此の金額から貸附金及び補助金が支拂はる可きである。且つ其の目的とする所は農業を社會主義の基礎の上に改造するといふ事である。同十二日には農業の發達と改造とを促進するための基金の中から農業コムミュン、組合及び此種の農村並に個々の團體に對して、彼等が個人的耕作を廢して共同的耕作を採用するといふ條件の下に貸附金が許容せらる可きものとせられた。貸附金を與へられ、農具の分配に與る所の優先權が、最も十分に共同労働の原則を實行せる此等の團體に附與され

た。彼等は又土地の分配に際しては先取權を保有した。一九一八年の終りにはコムミュン以外に唯耕作だけの目的で結合して居る農業組合(即ちアルテル)が次第に増加した。(Prokopovitz, op. cit. pp. 91-93)。

サキエト政府は此の運動に多大の期待を繫いだ。例へば Bukharin は農業コムミュンに關して次の如き觀察を下して居る。「サキエト農場の例は農民に大共同耕作の利益を示すだらう。若しも農民が此の利益を享受せんと欲せば勢ひコムミュン及びアルテルに結合せねばならぬだらう農村に於ける共產黨の仕事は今や小農民耕作を、より高き中間の共同耕作階段に高めるにある。我々は農業生産力の發展が、此の方向に向ひつゝあると信ず可き理由を持つて居る」と。

(N. Bukharin and E. Probrajensky. The ABC of Communism. 1921. pp. 241-242. Prokopovitz pp.

93-94)。

然らば此の運動の實際的結果如何と言ふに、それは決してサキエト政府の希望を滿すに足るものではなかつた。今、歐羅巴露西亞に於けるコムミュン及びアルテルの状態を示せば。

	コムミュン數	アルテル數
一九一九年一月	九五〇	四二二
同 六月	二〇九九	一九三五
一九二〇年四月	一七三二	三八六五
一九二一年一月	一八二九	九〇六四
同 九月	一五二八	一〇〇一五

此表に依つて我々はコムミュンの數は一九一九年の夏に於て頂上に達し、爾來次第に減少しつつあるが、之に反してアルテルの數は漸次増加しつつあるといふ事を知る。又コムミュンの發生せる土地に就て言へば、自作農民は自己の土地のコムミュン化される事には擧つて反對して居るのであるから、農業コムミュンに於ける

主要なる役割は、一九一七年の終りに於て新に私有地及び國有地の分配に與つた貧農並に農村歸還者に依つてのみ行はれて居るといふ事を指し得る。(“About the Land.” I. pp. 36-42 Prokopovitz. pp. 94-95)。

又既に一九二〇年の初め(四月一日)の「イズエスチャ」紙は、農業コムミュンに對して農民が激しく敵對し、暴力を以つて此の組織を設立せんとせる企てが結局最も悲劇的な混亂と流血とに終つたと報じて居る。

(“P. Apostol. The Economic Balance sheet of Bolshevism.” Soviet Russia. Paris. 1924. p. 10 参照)。

今日では、農業コムミュンの運動は農業耕作上の一傾向に過ぎないといふ事が明白になつて居る。之に依つて個人的耕作形式が共同耕作の形式に變更せられるだらうといふ見込は毫も存在して居らない。

六

P. 98)

次にサキエト農場建設の必要は、農村よりの穀物の供給が次第に困難となるに従つて盛に主張せられるに至つた。即ち之は、都市及び工業労働者に不斷に食物を供給し得る、且又、農業上の富を最も有効に適用し得る所の、大農法に基く國民農場の組織、所謂穀物工場を創設す可しといふ主張である。一九一九年二月十四日の布告即ち土地の社會主義的組織並に社會主義的耕作形式の方法に關する布告は此の新制度の目的を次の如く規定して居る。「サキエト農場は次の目的を以て組織せられる。A、農業生産力の増加及び耕作地の増大に依つて供給の最大限度の増加を計ること。B、共產主義的耕作を完全に實現するための條件を創設すること。C、農業上の知識を普及するための中心を形成し且つ之を發達せしむる。」(Prokopoviz. op. cit.)

サキエト農場は其れが單一の經濟的中心から發し且つ單一の生産計畫を實行する事が出来るといふ點に於て、農業コムミュンに比較して重大なる利益を持つて居た。而して此の農場を組織せる中心勢力は概ね工業プロレタリアであつた。何故かと云ふに、既に指示せる如く、土地の平等分割と富裕なる農民に對して半プロレタリア農民を擁護するといふ政府の政策とは獨立的階級としての農村プロレタリアを完全に消滅して終つたからである。故にサキエト農場組織の一切の複雑な且つ重要な仕事は工業労働者に委ねられる事になり、此目的を以て、農業委員は全露勞働組合會議との協約に依つて一の特殊委員會を創設し、此の委員會の委員から特に有能にして經驗に富んだ労働者を選出して之を以てサキエト農場の地方的經營に任せしめた。斯く

して工業労働者は事實上各地方のサキエト農場に於て多くの代表者を有するに至つた許りでなく、更に又工業プロレタリアの團體及び組合は一九一九年二月十五日の布告に依り、彼等自身の食物必要額を充す目的を以てサキエト農場を組織し得る権利を與へられたのである。(ibid. pp. 98-99)

サキエト農場は、右の布告の公布以來農村各地に相次いで建設せられ、其の數は一九一九年には三千五百四十七、同二十年には四千二百九十二、同二十一年には五千九百十八といふ増加を示した。一九二一年の終りに於けるサキエト

農場の全耕地は三百七萬九千二百六十二デシヤチンに達して居る。併し「既に一九二〇年の終りに於て次の事が明であつた。現在の國家財政の狀態の下に於て、何等かの大なる國家的農業計畫の行はれる事を期待するのは不可能であつ

た。サキエト農場に關する統計的事實は其處に何等著るしい増加のないといふ事を示して居る。そして一九二一年の調査が明に示す如く現存サキエト農場は經濟的に經營される事が出来なかつた。總ゆる方法が講せられたるにも拘らず、我々は、サキエト農場が近き將來に於て食料工場になるだらうといふ希望を放棄せざるを得なかつたのである」(“Report of the Comissariat of Agriculture to the IX the Congress of the Soviets for the year 1921” p. 7, Prokopoviz. p. 100)。

一九二一年の終り頃から農民がサキエト農場を借地するといふ傾向が次第に現はれて來て居る。或る地方では、サキエト農場は其の耕作地の殆ど七割五分の借地を許して居る。之はサキエト農場が到底經濟的に維持され得なかつた結果である。斯くして共同的農業形式を樹立せん

とする二つの計畫は遂に失敗に終つた。兩者は僅かに農民に屬せざる耕作地の三分を占めて居るに過ぎない。(ibid.)

七

次に農業收穫の國有化の問題は即ちサキエト政府の食料政策を意味するものである。凡そ假政府の下に於て農民から適當な價格で食料品を購入するといふ原則に基いて行はれた食料供給組織は、十月革命に依つて完全に破壊せられた。サキエト政府は之に反し、都市の人口及び工業労働者に對する食料供給の不足を補ふ爲に、農村に對する物々交換の政策を採用した。此の物々交換の形式は共產主義的平等原則に基いて行はる可きものとせられた。即ち一定の經濟單位例へば「フロスト」は、彼等が引渡す所の生産物の量に比例して、工業製造品、農具等を受取り(即ち小麥一ブードに對して「アムンシ」)、且つ

其等を平等に各員の間に分配す可きものとせられた。斯くて「フロスト」の全員は穀物を引渡す事を以て自らの利益であると感ずるだらう、又貧民は富者を促して彼等の餘剰を放棄せざるを得ざらしむるであらうといふのである。

此の理由に基き一九一八年四月二日の布告は食料委員の許可なくして穀物と他の製品とを交換する事を禁じた。食料委員の指令せる交換の原則は次の如きものであつた。(一)各地方の内部に於ては、製品は各組合員に依つて引渡されたる穀物其他の食料品の量に比例して、各共同組合及び地方組合の間に分配せられる。(二)各組合の内部に於ては、分配は制定されたる規準に従ひ、且つ地方機關の管理の下に多少平等に行はれる。(三)製品を個々の農民に直接引渡す事は嚴密に禁止せられる。(四)製品を組合内部の總ての貧窮なる分子の間に分配するに當つて

其の目的とする所は、彼等を促して富裕なるものが其の穀物を放棄するの餘儀なきに至らしめんが爲めである。(五)引渡されたる穀物量の四分の一は製品で支拂はれ、四分の三は貨幣で支拂はれる。(Prokopovicz pp. 101-103)。

斯くて食料政策に關するサキエト政府の最初の根本政策に於て所謂共產主義的平等原則が實現せられた譯であるが、而も平等原則に基く此の交換方法は甚だ奇異なるものであつた。總ゆる交換は交換せられるもの、間の等價量を豫想するものであるから、都市から受取る製品は當然農民に依つて引渡されたる生産物と等價量でなければならぬ筈であるが、一九一八年四月にサキエト政府に依つて提出された交換の形式に於ては、明に、全然此の交換の要素が存在しなかつた。何故かと言へば、其の政策は一の階級原則に基くものであつて、食料供給の負擔は

主として農村の富裕なる分子に課せられて居るら、個人的消費物並に家事必需品の分配に際しては貧窮なるものに優先權が與へられ、小農民が大農民よりもより多くの分配に與るのであるから、概して分配は最も少く生産し且つ最も少く引渡したものが最も多くを獲得するといふ原則の上に行はれたからである。(ibid. pp. 103-104) 斯の如き食料供給組織が自家必要以上の穀物を産出し得た所の節約なる農民の利益を損傷するに至つたといふ事、其の結果として食料供給額が次第に減少するに至つたといふ事は至極當然である。茲に於て最善の改革手段は、平等分配の原則を放棄し、食料政策は穀物を所有する農民の利益の上に之を打建てる可き筈であるが、然し斯の如き解決方法は共產主義に對する背反であり、共產主義的平等原則の上に世界を改造せんとする闘争を放棄する事を意味するも

のであるから、サキエト政府は勢ひ他の手段に訴へざるを得なかつたのである。そは即ち有名なる穀物強制徴發の政策であつた。

穀物強制徴發とは一言にして云へば、農民に對し、國家に對する義務として一切の餘剩額(即ち一月一人に就き一ブード以上)の引渡しを命じ、徴發を國家強制手段に依つて行ふ事を意味する。一九一八年五月十三日に食料徴發に關する布告が公布された。穀物所有者は此の布告の結果として播種に必要な分量及び次の收穫時迄の個人的消費量以上の一切の所有穀物を放棄せねばならなかつた。以上の播種必要量と消費量とは特殊な規準に従つて決定せらる可きものとされた。此の布告は、貧窮なる農民労働者を促して農村ブルジョアと闘争せしむるものであつた。餘剩を有し乍ら而も其れを放棄せざりしものは人民の敵なりと宣言され、十年以上

の禁錮、彼等の總ゆる耕作地の沒收、及び共同体からの除名を以て脅かされた。穀物其他の徴發に對して反抗の行はれた場合に關して、布告は武力の使用をも規定した。

斯の如き方法に依つて農民收穫の國有化を實現せんとせるサキエト政府は、先づ農村プロレタリア及び半プロレタリア分子即ち殆ど土地も家畜も有しない農民に其の支持を仰いだ。一九一八年六月十一日には、富裕なる農民から穀物餘剩額を徴發する爲めに、地方食料委員會を援助するの任務を有する貧民委員會に關する布告が公布された。此の布告の目的は、速かに穀物餘剩額を徴發する事に依つて貧民は多大の利益を與へられるだらうといふにあつた。斯くて此等の委員會は農村の間に階級闘争を惹起した。然るに貧民委員會は、一方に於ては、食料の飢饉に苦しむ地方から穀物倒し來れる人々に依つて

夥しく増員せらるゝに及んで、彼等は自らの窮乏を充すに急であつた。めに結局は政府の食料徴發の趣旨に副はなかつたといふ事により、他方に於ては、農村民の他の總ての階級に依つて斷然反對され、排斥せられ、其結果各地方に於ける叛亂の原因を醸成するに至つたといふ事により、同十一月所期の目的を達する事なくして廢止された。茲に於てかサキエト政府は勢ひ最も信頼するに足る可き唯一の分子即ち都市プロレタリアの援助に俟たざるを得なかつた。爾來都市労働者に依つて形成せられたる食料徴發隊が各農業生産地に派遣され、彼等は武力的強制手段を以て穀物徴發の任に當つたのである。

一九一九年からは所要の穀物量を生産力に應じて各地方に割當て、コロスト及村サキエトは其の割當てられた量を再び個々の負擔者に割當て、賦課し、同時に都市の工業品の餘剩は食料

委員を通じて之を農村に引渡すといふ事が行はれた。之は右の食料徴發隊の活動を援助する手段として最も必要であると認められたのであるが、而も之と交換に賦與さる可き工業品は工業上の衰微に依つて最も不十分に供給されたに過ぎないといふ有様であつた。

農業を國有化せずして農産物を國有化し此の産物を共産主義的平等原則に依つて分配するといふ此の特殊なる制度が、如何なる結果を生じたかは今や明白であつた。農民が最早や彼等自身の個人的欲望を充足せしむるに足るだけの分量以上に生産物を増加するの刺戟を失ふに至つたのは何等怪しむに足りない。農民は彼に對して武力的闘争を組織し、而も彼に何等の報償をも與へず、彼の疲弊せる農場を恢復す可き何等の援助をも與へぬ所の都市に向つて、彼の勞働と其の産物とを附與する事を拒んだのである。

其の結果工業製品と交換せらる可き農産物の餘剰は最早や生産せられず、農民は自ら生産の領域を狭めて原始的自然經濟の形式に隠れ住むに至つたものである。サキエト政府が食料の窮乏に備へんとせる最終窮餘の策が、斯くして益々食料の窮乏を大ならしむるの結果を招來したといふ一事は、世人の普く知る所である。(ibid. pp. 105-112 参照)。

八

最後に農業耕作に對する國家統制の問題に就ては、一九二〇年の秋 N. Osinsky が、プラウダ紙上に於て、農業の危機に關聯して次の如く述べて居る。「農業危機の一因は疑ひもなく穀物生産中心地方に於ける過度の食料徵發に基く。併し又此の危機は、農村に於ける社會關係の不完全なる變化に歸せらる可きである。依然として殘存する所のブルジョア關係は、不可避的に

農村に誘導せられたる新しき社會主義的形式と矛盾するものである。例へば穀物獨占の制度は農村生活のブルジョアの基礎を覆へす所の社會的要素の一つである。而してそれは次第に總ゆる農産物に對する全般的な獨占制度に迄成長した。其の制度は結局個人的耕作と共存する事は出來ない。即ち今や小農民の耕作を助成し發達せしむる刺戟が存在して居らないといふ事が屢々指摘せられて居る。彼等は屢々收穫地を削減し、彼等の個人的欲望の充足を以て満足するといふ傾向を示した。斯くて彼は次の結論に達する。「此の状態から免る、唯一の途は、農業を國家の紀律に従屬せしむる事である。我々の欲する所は、全農業生産の強制的國家統制、即ち益々深く其れに浸潤して遂に國家農業組織に變ずるであらう所の一の統制である。」換言せば、彼は農業生産物の國有化に代ふるに農業耕作の國

All-Russian Congress of the Soviets. pp. 21-22

Prokopoviz. p. 115)

有化を以てす可しと云ふのである。而して彼は強制的播種及び耕作技術の標準化を實行する事に依つて右の國有化を始めねばならないと主張し、進んで其の實行案を提示した。(N. Osinsky. State Regulation of the Peasants' Farming. 1920. Prokopoviz. pp. 113-115)。

Osinsky の此の提案は一般の賛同を得た。Lenin は一九二〇年十二月の第八回全露サキエト大會で次の如く述べた。洵に、常に農産物の増加を刺戟するのみならず、此の増加を招致するため活動的な特殊手段の必要を疑ふものが今日一人も我々の仲間には居ないと確信する。小農民の國に於ける我々の主要なる仕事は、農産物を増加するために國家的強制に向つて更に一步を進むる事である。先づ第一に我々は、容易に農民の理解し得可き最も必要にして最も緊切なる手段を適用しなければならぬ」と。(VIII

從つてサキエト大會は、農業耕作の發達と安固とを齎す可き方法に關して、一の決議を通過した。其の決議は國家的統制の全綱領を含むものであつた。其れは、國家の播種計畫に依つて定められたる一定地域に播種する事を以て公的義務であると宣言した。特別の播種基金が、設定され、各地方の内部に於て種子の公平なる分配を組織的に行ふ可き方法が定められた。耕作上の機械の使用、牧場の改良、播種、土地の天然の豊饒を保存する事、及び農具と家畜との合理的使用、此等に關して統制を行ふの權利は地方播種委員會に委ねられた。第八回大會の此の決議は共產黨の農業政策の最頂點を示すものである。(ibid. p. 116)

併し此の決議は竟に實行せられる事が無かつ

た。一九二〇年十二月二十二日に農業耕作の國家統制に左祖したる Lenin は、僅か三箇月を経たる翌年三月十五日の第十回共產黨大會に於ける有名なる演説に於て、嘗に耕作の國家統制のみならず農産物の國有化をも亦放棄す可き旨を聲明するに至つたからである。新經濟政策の採用即ち之である。

九

一九二一年に於けるサキエト政府の新經濟政策の採用は疑ひもなく、全産業組織を共產主義の原則の基礎の上に改造せんとせる計畫の失敗を示すものである。而して之が農民問題に對する意義は、何人にも明白である如く、穀物の強制徵發を廢して之に代ふるに現物課税を以てしたといふ事、及び租税として納付したる殘餘の穀物の自由交換を許容したといふ點に存して居る。

制度を適用する事が可能である。自由交換の制度は農民にとつては勞働に對する主要なる刺激であり且つ誘因である。此の制度の下に在りては、農民は彼自身の利益に基き、其の生産物の餘剰を沒收せらるゝの危険なくして働くであらう。加之、彼に課せらる可き租税は豫知せらるゝ筈である。就中主要なる事は、小農民が彼の勞働に對する或る經濟上の刺激即ち或る誘因を持つたらうといふ事である。我々は其の國家經濟を建設するに際して中農階級の經濟的心理を考量しなければならぬ。我々は其れを過去三箇年間に變化する事が出来なかつた。恐らく將來十年の間に於ても變化する事がないであらう。」「(10th Conference of the Communist Party」

1921. pp. 226-227. Prokopovitch pp. 117-118.)

Lenin の此の演説は農業問題から出發して國民經濟の問題に終つて居る。而して全體として

一九二一年三月二十一日の現物課税に關する布告は、農民經濟を安固にし、生産力を増進し、且つ食料品、原料及び飼料を國家が收得する方法として、強制徵發を廢して之に代ふるに現物課税を以てするものなりと規定し、其の課税方法に就ては、各地方の收穫高、農民の家族員數及び家畜數を參酌して各農家の生産物に按分法によつて課税し、課税比率は累進法に依る旨を規定して居る。而して納税後の餘剰穀物は其の所有者が之を自由に處分し得るものなる事を明記した。Lenin は此の新經濟政策採用に當り、即ち第十回共產黨大會に於て次の如く述べて居る。「國家獨占が社會主義の見地から最上のものであるとなすのは一の公理的の命題ではない。農民の國にして尙且つ其處には工業が存在して若干の製造工業品の得られるといふ様な所に於ては、過渡的方法として課税制度と自由交換の

國民經濟の基礎は畢竟個人の經濟的利害と個人的創意とに置かねばならないといふ事を示して居る。Lenin は更に曰く「交換の自由の意味する所は何であるか。交換の自由は取引の自由を意味する。而して再び、資本主義への退却を意味する。交換の自由及び取引の自由は小農民の間に於ける商品の交換を意味する。マルクシズムの初歩を學んだ者ならば誰でも、交換の此の自由は結局資本家階級と勞働者階級とを再現せしむるものであるといふ事を知つて居る。此の結果は資本主義制度の下に再び雇傭勞働といふ奴隸制度を打ち立てる事となる。だが斯の如き事實は何等怪しむに足りない。何故かと云へば此の事は、交換と相關聯する農業の一般的结果であつて、嘗に理論上明白なるのみならず、露西亞に於ける小農業の状態を知悉する者は何人と雖も、此事實の眞なることを認容せざるを得

ないからである。(ibid.)。A. I. Rykov は國民經濟會議の第四回全露大會に於て明白に次の如く述べて居る。「現物課税は農民生産物の小部分のみを國家に依つて徵發する事を意味する。餘は農民のブルジョア財産として残され彼は之をその好むが儘に處分する事が出来る。これはブルジョアの語義に於ける財産の復活を意味する。現物課税はブルジョアジーが其の上に正しく成長し發展し得る所の經濟的基礎を農村に建設するものである。」(Prokopovitz. p. 139)。

然らばサキエト政府は如何にして交換の自由を許容し實現し得るか。此事は直接彼等の原則に矛盾せざるや。果してプロレタリアの政治的權力の基礎を破壊する事なくして小農民に對して交換の自由即ち資本主義の自由を復活する事が可能であるか。彼等は之に答へて斯の如き交換の自由は素より全然程度の問題である、彼等

Povitz. pp. 119-120)

實にサキエト政府の意圖は新經濟政策の下に於ても猶且つ其の政治的獨裁のみならず經濟的獨裁をも支持せんとするものゝ如くである。然るに經濟的獨裁と經濟上の個人的創意の自由とは全然一致するものではないのであるから、茲に新經濟政策其のものゝ自己撞着がある譯であつて、然も矛盾撞着を極めた此の二箇の經濟的形式の孰れをも放擲する事が出来ないといふ所にサキエト政府のジレンマがあるのである。一九二二年三月の第十一回共產黨大會の決議中に之が次の如く記されて居る。「プロレタリア國家は、國家が其れ等を集中し監督し統制するといふ條件の下に、國家の本質に背反する事なくして、自由取引及び資本主義の成長を許容し得るのみである。」(“11th Conference of the Communist Party” p. 328)又彼等は言ふ「新經濟政

は或る程度の交換の自由を單に地方的に附與するものであつて、此事はプロレタリアの政治的權力を破壊するものではなく、寧ろ其の反對に斯く行ふ事に依つて其の權力を強大ならしめんとするものであると言つて居る。例へば Lenin は「現物課税に就て」と題する論文に於て、取引の自由は資本主義を意味し資本主義は暴利の獲得を意味すると言へる後に、然らば暴利の獲得に對して無拘束の自由を與ふ可きかの疑問に答へて、「洵に然らず、暴利の獲得に關する一切の法律を修正し、且つ其の直接なると間接なると、公然なると秘密なるとを問はず、國家の管理と監督とを回避せんとする一切の企を嚴重に處罰する事が必要である。斯の如き方法に依つてのみ我々は資本主義の線上に於ける不可避的の或る程度迄必要なる發展を指導する事が出来る。」(Lenin. About the Food Tax. 1921. Prokopovitz. pp. 139-140)

策は縱令個人的生産の發展に對する一の刺戟を創設したとしても猶工業の國有化を保有して居る。且つサキエト制度は經濟的權力の制御を確保し經濟の領域に於ける支配的地位を支持する事が必要である。」(“On the New Path” III. p. 1)多くの共產黨員は新經濟政策を目して「共產主義に向つて更に一步を進めたもの」であるかの如くに主張して居る。そして國家資本主義を定義して「社會の共產主義的改造の爲めに資本家的勢力を利用する事である」と言つて居る。(“National Economy” 1922. No. 5. p. 23. Prokopovitz. pp. 139-140)

要之、新經濟政策の採用は、實に現物課税を以て強制徵發に代へたといふだけではなくて、實に經濟政策に於ける本來の原則の根本的修正であつて、此の事は共產黨の指導者が彼等の從來の改革の失敗を明に看取したといふ事實に歸

せらる可き事は疑ひもない所である。而して此の事に依つてサキエト露西亞は國家的強制の下に於ける經濟的危機を免れ得たのである。換言せばサキエト露西亞に於ては「共產主義原則の一部の放棄すら其の國民經濟のために大なる利益であり、個人的創意の一部の回復すら一進歩であり、而して經濟組織の最も些細なる進歩すら物質的生産の成長を容易にし又は少くとも其の衰頹を阻止するものであつた。」(Prokopovitch, p. 141)。故に、新經濟政策の或る積極的效果は否認せられ得ざる所であるが、前述せる如く此の政策は、一方に於ては共產主義的支配、他方に於ては勞働及び個人的創意の自由、此の二つのもの、間の妥協であつたから、其の結果も亦決して十全を期し得られるものではなかつたのである。

十

は之れが説明を省略する事にするが、唯以上の項目を瞥見するだけでも、サキエト政府が其の權力を支持し得んがために如何に農民の利益の多くを犠牲にして居るかといふ事、換言せば其の必要とする財源を得るに當つて如何に殆ど全く農民に對する負擔の加重に依頼せざるを得ないかといふ事は、何人も之を洞察し得る所であらう。我々は露西亞の工業、運輸、及び外國貿易が、其の國有化以前に於ては國家の重要な所得の源泉であつたのが、今日サキエト政府の管理の下に於て不斷の缺損を示して居るといふ事を忘れてはならない。而して此の事實の存する限り、國家が此等のものを維持する莫大なる費用はサキエト政府豫算の重要な負擔となるものであつて、然も之に必要な基金を得る唯一の財源は此の國の農業に他ならないといふ事を記憶しなければならぬ。

今日に於て新經濟政策の功過を斷ずるのは素より至難である。併し乍ら一方に於ては資本主義的制度の復活を容認し乍ら他方に於て之れが發展を抑止せんとするが如き自己撞着の政策が、結局、如何に農民の負擔を大ならしむるに至つたかを指摘するのは左程困難ではないと思ふ。直接、間接、總ゆる意味に於て、農民は今日、サキエト露西亞の財政上の殆ど唯一の負擔者となつて居る。そして之れが顯著なる理由としては、第一、農民に對する課税の甚だ過重なる事、第二、國有工業の製造品の價格を吊上げ之に反して農産物の價格を引下ぐるを目的とする政府の政策、第三、農民から低廉なる價格にて買入れ高價を以て世界市場に賣却する所の政府の穀物輸出政策等を擧ぐることが出来るであらう。併し其の一々の詳細に關して説明する事は此の小篇のよく爲し得る所ではないから茲で

併し乍ら纏つて、サキエト政府の下に於ける此等の事情は他面に於て如何なる事を意味するものであるかといふに、凡そ新經濟政策の採用それ自體が都市プロレタリアの農民に對する經濟的屈服を意味するものであるから、其の結果は經濟上に於ける勞働階級の勢力が次第に減退して農民の勢力が之に代はるといふ事に他ならない。而して茲に注意す可きは、農民の著るしき經濟的優勢は一には一九一八年より同二〇年に至る共產主義的政策の直接の結果であつたといふ事である。此の期間中大工業の生産力は戦前の一割六分七厘に低下せるに反し農業の生産力は戦前の六割二分八厘に止つて居る。即ち前者の減少の度合は後者の其れの四倍に及んで居るといふ事が指示し得るのである。(Prokopovitch, p. 160) 今や農民の經濟的重要性は日々に増大しつゝあるに反しプロレタリアの經濟上の地

位は甚だ微弱である。後者の優越的地位は唯暴力的の政治的獨裁を支持するといふ一事に存して全然經濟上の確固たる根據を有して居らない。而して勞働者の間には勿論多くの共產主義者が存在して居るけれども、農民は之に反し、全く個人主義的世襲の觀念に浸み込んだ反共產主義者である事を示して居る。(Ibid. p. 163)然るに斯の如き農民は常に經濟上に於て其の優逸的地位を占むるのみならず、農村に於ける文化の普及に伴ひ次第に政治的に自覺するに及んで漸次社會上政治上の重要な地位を占めんとして居るのである。

斯の如き現状にありて、新經濟政策は前述せる如く露西亞の國民經濟を恢復するために充分有力でないといふ事が示されて居る。此の政策の下にあつては人民の經濟的計畫は依然として行政上の支配權力に依つて抑壓されて居るの

取得に對して今日行はるゝ如き毫末の權利を興ふる代りに眞の財産權を興ふる事が必要ではなからうか。Prokopovicz は之に答へて曰く「經濟政策上の斯の如き變化は—其れと共に必然的に法律狀態の變化が結び付いて居る—常に個人の經濟上に於ける利害によつてのみならず國家の必要に依つても亦指示されて居る。此の事は燃料、食料、運輸、財政其他の危機に依つて明白に示されて居る。併し茲に經濟と政治とが關聯する。個人的計畫及び私有財産の原則への轉向は、其れと同時に現存政治的制度的急激なる變革が行はるゝに非ざれば不可能である。革命は少くとも其の國の經濟狀態に適應せざる一時的の政體を建設し得た。併し其れは事物の本質をも、又人間の經濟的心理をも變更する事が出来ない。今や此の國の經濟的活動を最も良く擁護するに足る合法的行政形式のみが必要である。

であるから、従つて國民經濟の活動が常に不安定の狀態にあるといふ事、縱令此の政策は國民經濟を萎靡せしめないとしても猶、之れが進歩に必要な何等新しき力をも附與するものではない事が明瞭となつて居る。茲に於て當然次の事が考へられるかも知れない。露西亞の生産力が復興するために必要な事は、一方に於ては個人的計畫及び個人的創意の原則、他方に於てはサキエト政府に依つて行はるゝ國家的強制的原則といふ此の相矛盾する二原則間の不徹底な妥協ではなくて、寧ろ共產主義の原則を完全に徹底的に放棄する事ではなからうか。正に必要とする所のものは、各人に對し彼の經濟的活動の結果を自由に完全に所有する事を許容する所の經濟上の個人的創意の徹底的解放と私有財産制度の回復とはなからうか。露西亞國民の經濟的勢力を喚起するためには、其の勞働の經濟的

我々は、執拗にも其の共產主義的祈禱を反覆する所の現在政府の徐々に進化する事を期待す可き毫末の理由をも有しないのである。(Prokopovicz, p. 170)

筆者は固より直ちに此の斷案に同せんとするものではない。併し若しも其の質問が唯單に、共產主義者の政治的經濟的獨裁を保留しつつ、私有財産制度の基礎の上に國民經濟を恢復する事が果して可能であるかといふ點に存するものとするれば、勿論躊躇なく「否」と答へるであらう。(完)